

令和5年5月8日

学生・保護者の皆様

香川高等専門学校長
田中 正夫

新型コロナウイルス感染症に対する本校の対応について（最終報）

本校の新型コロナウイルス感染症対策では、みなさまにご協力いただきありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に移行することとなりました。

これに伴い、内閣府及び香川県において、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されるため、本校においても新型コロナウイルス感染症対策本部及び「新型コロナウイルス感染症に対する本校の対応方針」は同日付で廃止します。

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める感染症（インフルエンザ等）として取り扱うこととなり、本校では5月8日（月）以降は下記のとおり対応します。

1. 授業について

授業については、適切な換気を確保し感染防止対策を講じたうえで、原則面接授業(*1)を実施します。なお、感染拡大等により学級、学年、キャンパス単位での登校禁止となった場合には、Microsoft 365 の授業補助機能等も有効に活用しながら、可能な範囲で授業を実施します。

2. 登校について

発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）がある場合は登校を控え、学務課・学生課に欠席連絡してください。

新型コロナウイルスに感染した場合には、一定期間（発症後5日経過し、症状軽快後1日経過(*2)）出席停止となります。感染症にかかった場合は、直ちに学校に連絡をし、治癒した後、登校初日から1週間以内（土日も含む）に、「医師の診断証明書」を添えて「欠席届」を提出してください。新型コロナウイルスについては、「医師の診断証明書」に代えて、「インフルエンザ等罹患報告書」を利用することができます。ただし、追試験を受ける場合には、「医師の診断証明書」が必ず必要なので注意してください。学校所定の様式は、次の URL からダウンロードできます。

https://www.kagawa-nct.ac.jp/school_affairs/sick_days/index.html

3. 学校行事等について

- ・特に制限を設けません。
- ・具体的な活動場面ごとの感染症対策にはご留意願います。

4. 図書館について

- ・通常の開館時間による業務を行います。

5. 学生寮について

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の平時から求めら

れる感染症対策を参考にし、寮での感染予防対策について、引き続き一人一人のご協力をお願いいたします。

- ・寮生活で分からないことや気になることは気軽に寮関係教職員に相談してください。

6. 日本国内での往来について

- ・適切な感染防止策を徹底して行動してください。
なお、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。

7. 海外渡航について

- ・感染症危険情報(*3) レベル2以上の国・地域への渡航は、原則不可とします。

8. 日常生活等について

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の平時から求められる感染症対策を参考にしてください。

9. 感染症等に関する電話相談窓口（平日 8 時 30 分～17 時 00 分）

■高松キャンパス問い合わせ先

（学業に関する相談）学務課／TEL087-869-3832（学務係）、087-869-3831

（修学のための経済面に関する相談）学務課／TEL087-869-3833（学生支援係）、087-869-3831

（健康や心のケアに関する相談）保健室・スクールカウンセラー／TEL087-869-3834

※学生相談室HP https://www.kagawa-nct.ac.jp/counsellingI/sodan_top.html

■詫間キャンパス問い合わせ先

（学業に関する相談）学生課／TEL0875-83-8597（教務係）、0875-83-8515

（修学のための経済面に関する相談）学生課／TEL0875-83-8598（学生係）、0875-83-8517

（健康や心のケアに関する相談）保健室・スクールカウンセラー／TEL0875-83-8599

※学生相談室HP <https://www.kagawa-nct.ac.jp/counsellingE/common/>

■上記以外の一般的な問い合わせ先

総務課／TEL：087-869-3811

（参考）

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023. 5. 8～）
https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(*1) 本校では、文部科学省通知（令和2年3月24日「大学等の授業の開始等について」、令和2年6月5日「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」等）における用語使用に基づき、「学生が通学する形で行われる対面での授業」を「面接授業」と表記しています。

(*2) 「症状軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

(*3) 外務省海外安全ホームページを参照してください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

以上